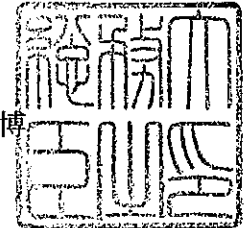




総政企第 272 号
平成 22 年 11 月 19 日

統計委員会委員長
樋口 美雄 殿

総務大臣
片山 善博



諮問第30号
生命表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 理 由

(生命表の基幹統計としての指定について)

1 生命表(完全生命表及び簡易生命表。以下同じ。)は、ある期間^(注)における死亡状況(年齢別死亡率)がその後も変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものである。特に、0歳の平均余命である「平均寿命」は、我が国の死亡状況を集約したものとして、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用されており、生命表は、死亡状況を厳密に分析し、高齢化の進展に伴って増大する社会のコスト負担を検討する上で不可欠な統計となっている。

(注)「ある期間」とは、基本的には1年間であるが、戦前などにおいては、複数年間を対象として生命表が作成される場合があった。

2 生命表は、将来推計人口の計算の基礎として利用されているほか、平成22年3月の相続税法(昭和25年法律第73号)の改正により、財産評価(定期金に関する権利の評価)における参考資料として用いることが新たに定められるなど法令上の利用もなされている。また、医療保険制度の見直し、年金の支給開始年齢の見直しや長寿社会における高齢者の雇用対策等の保健、医療、福祉など、高齢化の進展に伴って政策的重要性が高まっている諸施策の基礎資料として広く利用されている。

3 また、生命表は、民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等として利用されている。

4 さらに、生命表は、国際連合の要請を受けて、毎年「Demographic Yearbook」(人口統計年鑑)作成のために提供されているほか、世界保健機関の要請を受けて、毎年「Country Health Information Profiles」(世界保健統計等)への報告がなされている。

5 こうしたことから、生命表は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号に定める基幹統計として指定するための3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記2の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記3の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記4の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

6 上記のような生命表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においても、生命表の基幹統計化について検討することとされているところであり、本件諮問は、同計画の趣旨に沿ったものである。

7 以上の理由から、生命表を基幹統計に指定することとしたい。

生命表の概要

作成目的等

生命表（完全生命表及び簡易生命表）は、ある期間[※]における死亡状況（年齢別死亡率）がその後も変化しないと仮定したときに、各年齢の者が1年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したものであり、死亡状況を厳密に分析することを目的としている。

※「ある期間」とは、基本的には1年間であるが、戦前などにおいては複数年間を対象として生命表が作成される場合があった。

完全生命表は、明治24年から31年の8年間を対象としたものから作成し、近年は国勢調査年を対象として5年ごとに作成している（直近は平成17年）。簡易生命表は、昭和23年を対象としたものから毎年作成している。

作成方法等

1 基礎情報

- 完全生命表は、国勢調査による日本人人口（確定数）、人口動態統計（確定数）をもとに、精緻なデータ及び計算方法により作成
- 簡易生命表は、推計人口による日本人人口、人口動態統計月報年計（概数）をもとに、死亡率を除いて完全生命表とほぼ同様の方法により作成

2 作成方法の概要

- ① 人口と死亡数から年齢別の死亡率を計算。
ただし、1歳未満は区分を細かくして計算

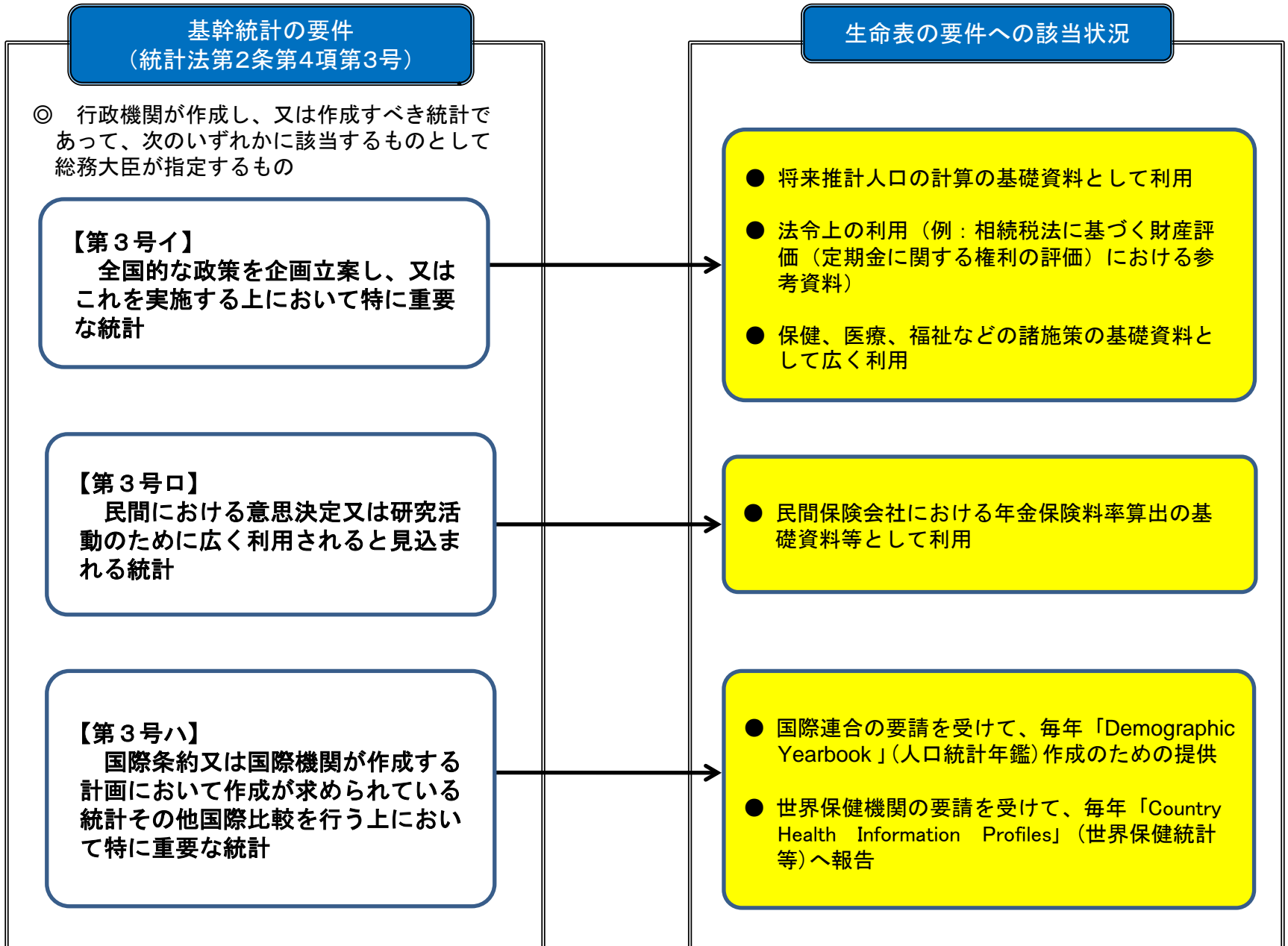
死亡率の計算
a 1歳未満の場合：出生数と死亡数から計算
b 1歳以上の場合：完全生命表は、出生の月別人口と死亡数から計算
簡易生命表は、中央人口と死亡数から計算
- ② ①をもとに、生存率、生存数、死亡数、死力、定常人口、平均余命等の生命関数を計算。
ただし、1歳未満は区分を細かくして計算

利用状況

「平均寿命」（0歳の平均余命）は、我が国の死亡状況を集約したものであり、保健福祉水準を総合的に示す指標として広く活用

- 将来推計人口の計算の基礎資料
- 法令上の利用（例：相続税法に基づく財産評価（定期金に関する権利の評価）における参考資料）
- 年金制度の見直し、高齢者の雇用対策等の保健、医療、福祉などの諸施策の基礎資料
- 民間保険会社における年金保険料率算出の基礎資料等
- 国際連合が「Demographic Yearbook」（人口統計年鑑）を作成するために提供する指標

生命表の基幹統計の要件への該当状況



(参考1)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定) 別紙(抜粋)

別紙

2 新たに基幹統計として整備する統計

府省名	統計名	理由、留意事項等	実施時期
厚生労働省	完全生命表／簡易生命表(加)	国勢統計、人口動態調査及び現在推計人口を加工し、国民の生存、死亡、健康及び保健状況を集約的に示す指標として作成される加工統計であり、国内の医療及び保健政策の基礎資料として重要であるとともに、健康に関する国際比較指標としても用いられている。	平成22年度までの整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。

(参考 2)

統計法（平成 19 年法律第 53 号）（抄）

(定義)

第 2 条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第 5 条第 1 項に規定する国勢統計
 - 二 第 6 条第 1 項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(基幹統計の指定)

- 第 7 条** 総務大臣は、第 2 条第 4 項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。